

水稻の作柄に関する委員会開催要領

平成20年 2 月13日
大臣官房統計部

1 趣 旨

水稻の作柄等について広く一般に正確な情報を提供する観点から、温暖化などの気候変化や稲作栽培技術の動向が水稻生産に与える影響及び毎年の気象推移等が当該年の作柄に与える影響等について専門的見地から意見を聴くため、学識経験者等で構成する水稻の作柄に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、水稻10a当たり平年収量（以下「平年収量」という。）の適正な設定や水稻収穫量調査等の的確な実施に資する。

2 構成及び運営

委員会の構成及び運営は次のとおりとする。

- （1）委員会は、学識経験者等をもって構成する。
- （2）委員会は、必要に応じて、専門委員を置くことができる。
- （3）委員会の座長は、専門委員を除く委員の中から互選により選任する。
- （4）委員会は、大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）が招集する。
- （5）委員会は、原則、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な議論に著しい支障を及ぼす恐れがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらす恐れがある場合には、非公開とすることができる。
- （6）事務局は、生産流通消費統計課に置く。

3 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項について統計部長に意見を述べるものとする。

- （1）平年収量に関する事項
 - ア 温暖化などの気候変化や稲作栽培技術の動向等からみた平年収量への影響の評価に関する事項
 - イ その他
- （2）当該年産の水稻の作柄に関する事項
 - ア 毎年の気象推移・予報等からみた作柄への影響の評価に関する事項
 - イ 水稻の生産や流通に係る周辺事情その他の関連する事項
 - ウ 次期水稻収穫量調査等に向けて留意すべき事項
 - エ その他

4 委員会の開催

委員会は、毎年、次に掲げる時期に開催する。

- （1）3の（1）に係る事項については、当該年産の品種動向などの生産事情が把握可能で、かつ、水稻共済の基準収量の決定に係る事務が開始される前の時期
- （2）3の（2）に係る事項については、当該年産のは種から収穫までの生育ステージの間において統計部長が必要と認める時期
- （3）その他、統計部長が必要と認めた時期

5 現地調査の実施

委員会は、その任務の遂行に資するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。

6 委員の任期等

- （1）委員及び専門委員の任期は、別途定める。
- （2）委員及び専門委員は、再任されることができる。

平成20年産水稻の作柄に関する委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

所 属	氏 名
公立大学法人滋賀県立大学環境科学部教授	あき た し げ み 秋 田 重 誠
国立大学法人岩手大学農学部農学生命課程（作物学研究室）教授	くろ だ え い き 黒 田 栄 喜
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 作物研究所稲収量性研究チーム長	こん どう も と ひ こ 近 藤 始 彦
独立行政法人農業環境技術研究所大気環境研究領域 主任研究員	は せ が わ と し ひ ろ 長谷川 利 拡
社団法人農林水産先端技術産業振興センター顧問	は た な か た か は る 畑 中 孝 晴
国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科 生物圏資源科学専攻教授	ま る や ま さ ち お 丸 山 幸 夫
気象庁地球環境・海洋部気候情報課調査官	も ろ お か ひ ろ こ 諸 岡 浩 子